

## インターンシップに関する覚書

学校名 \_\_\_\_\_ (以下、甲という) と 本巢市 (以下、乙という) は、インターンシップにおける実習の取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

### 1 実習条件

本事項については、別紙「本巢市インターンシップ受入条件確認書」のとおりとする。

### 2 事故災害時の対応について

甲は又は実習生は、実習に先立ち、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）に加入し、実習生が実習中及びその往復途中に生じた事故により、身体に傷害を被った場合に対応する。また、学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）に加入して、実習中およびその往復途中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより乙が被る法律上の損害を補償する。

### 3 誓約書の提出

実習生は、実習に先立ち乙に対して誓約書を提出する。

### 4 実習生の個人情報の扱いについて

乙は実習に際し知り得た個人情報については、個人情報保護法に従い、本実習の遂行以外に使用することなく、実習終了後は適切な方法で保管・消去することとする。

### 5 実習の中断について

誓約書に違反する行為等が生じた場合には、乙は甲と協議の上、実習を中断できる。

### 6 その他の対応について

この覚書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

### 7 覚書の効力について

この覚書は、下記の署名日付より実習が終了するまで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地： \_\_\_\_\_  
学校名： \_\_\_\_\_  
インターンシップ 責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 印

乙 所在地： 岐阜県本巢市文殊324  
事業所名： 本巢市  
責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_  
市長 藤原 勉 印